

土地会社方式による不良債権処理

一 渡辺系昭和土地案から勧銀・根津系自己競落会社への変態を中心に一

小 川 功

I はじめに

東京・有楽町西武の裏手に昭和（以下昭和の年号は略）2年建築のレトロな雰囲気にあふれた朝日新聞社所有の三階建ビルがあるが、紹介記事によれば「朝日は昭和十三年に東京宝塚から購入し…土地を所有するのは、東武鉄道の実質的な創業一族である根津家の資産を管理、運営する日本殖産興業（東京・中央、根津嘉一郎社長）。七十年の歴史をたどるとなかなかの顔触れである」（山口雅司記者、平成7年11月11日日経）となっている。金融恐慌期に建築された古風な建物を手掛りに秘められた七十年の歴史を溯ることとしたい。

伊牟田敏充氏は「破綻銀行の債務（預金を含む）の最終的な処理がどのように行なわれたかを記述した資料は管見の限りでは、さほど残されていないように思われる。ことに、破産に追い込まれた中小・零細銀行における債務処理についての情報が残されていない¹⁾」とされる。破産した東京渡辺銀行（以下単に同行と略）の場合も全く指摘通りで、日銀調査局が4年5月に作成した『東京渡辺銀行の破綻原因及其整理』でも、その末尾で「遂ニ和議申請ハ却下セラレ、却テ破産申請者ノ申立ニヨリ、同年六月二十九日東京区裁判所ニ於テ破産ノ宣告ヲ受ケタリ²⁾」とするのみで、3年6月29日の破産宣告から、当該報告書作成時点の4年5月までの間は「昭和四年一月十七日日本銀行ノ渡辺銀行ニ対スル震災手形融通損失決定額ハ四、五四四、三七八円ニ決シ、二月十四日日本銀行

1) 4) 36) 伊牟田敏充「銀行整理と預金支払」『地方金融史研究』第27号、平成8年3月、p 63, 79～80, 64

2) 3) 16) 25) 『日本金融史資料』昭和編第24巻、以下単に『資料』と略、p457

デハ補償公債ノ交付ヲ受ケタリ³⁾」との自行関係事項しか記載していない。したがって日銀調査に基いた伊牟田論文でも「営業継続の可能性が見出せず、破産となったことから、善後処理のための日銀特融も受けられなかった。預金のうち関係会社預金などは担保付で、無担保の一般預金者が大幅な損失を受け、小口預金者も救済されない、という最悪に近い結果となった⁴⁾」とするにとどめる。また同行崩壊過程を証言と時事新報記事等で丹念に追った佐高信氏の『失言恐慌⁵⁾』も4年2月末の第1回支払の予測記事までの段階で止める。

本稿は同行の結末である和議案の挫折と大口債権者による自己競落過程を可能な限り探求したもので、同行や土地会社方式に関する一連の拙稿⁶⁾の姉妹編に当たる。本稿執筆にあたっては前稿同様渡辺六郎氏の長男渡辺秀氏、日本殖産興業(株)常務仙洞田照男氏、武蔵大学桜井毅学長、根津育英会鈴木勝司志氏、竹内由美子氏等多くの関係各位にご教示、ご指導、資料等のご提供を賜った。厚く御礼申し上げたい。なお引用新聞雑誌は年月日を付し単に T-東洋経済、B-銀行通信録、O-大阪銀行通信録、N-東京日日、A-東京朝日、Y-読売と略した。

II 渡辺六郎による土地会社設立・整理案、和議申請の挫折

私財提供の土地会社設立による整理案は大正12年12月渡辺同族会社設立案等、⁷⁾

5) 34) 46) 佐高信『失言恐慌』改訂版、1991年、駸々堂出版、p223所収、271

6) 土地会社方式全般は拙稿「金融恐慌と証券化処理ー我国における土地会社方式を中心にー」『証券経済学会年報』第32号、平成9年、日本証券経済学会、東京渡辺銀行は「金融恐慌と機関銀行破綻ー東京渡辺銀行の系列企業を中心にー」『滋賀大学経済学部研究年報』、第3巻、滋賀大学、平成8年12月、東京乗合は「金融恐慌による休業銀行と関連社債のデフォルトー東京渡辺銀行と東京乗合の利益相反を中心にー」『証券経済研究』第3号、日本証券経済研究所、平成8年10月参照。なお「地方債のデフォルトと土地会社方式による解決ー生保共同引受による留萌町債問題と生保土地管理株式会社設立を中心としてー」『彦根論叢』第293号、平成7年2月、土地会社と生保との関係は「戦前期の生保不動産投資と土地会社への関与」『経済学研究』58巻3号、平成5年2月参照

7) 「当行営業ノ悪化漸ク顯著トナルヤ内部ノ根本的整理ヲナシ基礎ノ確立ヲ図ル必要アリトナシ、震災直前八月渡辺同族ハ各自其資産ヲ提供シ『株式会社東京渡辺銀行ヲ整理シ欠損ヲ補填シ其基礎ヲ強固ト為ス事ヲ目的』トスル同族会社ヲ組織シ漸ク之ガ実行ニ着手セントシタル際震災ニ遭遇シタルタメ…整理ハ殆ンド不可能ノ状態ニ陥レリ」(『資料』p448)「当行重役モ何トカ窮境ヲ切抜ケント十四年十二月現在ノ貸借対照表ニ基キ整理案ヲ立テノ

過去に何度も繰り返されたが、休業以降では早くも翌3月16日、頭取渡辺治右衛門、あかち貯蓄銀行頭取渡辺六郎は連名で「私共同族一同は全財産を銀行に提供して資金を作りまして一日も早く御安心の出来る様致すべく全努力を尽くし居ります、幸ひ政府当局並びに日本銀行に於かれましても好意的援助をして下さる事になって居りますから開業の日も近きことと確信して居ります恐縮至極の儀では御座います又何卒今暫く御猶予の程伏して御願ひする次第で御座います」(S2.3.17N・Y 各紙)と両行の整理資金として渡辺同族、渡辺保全の財産を提供する旨を新聞に公告した。読売では謹告に続け、「預金者に謹告す数日来当行は経済に関する通信又は新聞紙の株式欄等に於て兎角の批評を受けつつありたり従って『コール』資金の吸収思はしからず稍緩慢なる取付状態に在りしが、昨日当行の交換尻決済資金吸収に不充分なる虞ある旨支配人より報告ありたるを以て此際一般預金者の為に寧ろ一先づ支払を停止し重役提供の私財不動産を資金化するを可なりと考へて予て不一方配慮を煩し居たる大蔵省当局に対して面会を求めて其旨を報告したり而て努力の結果資金を調達し交換尻並に払戻を事なく終了して本日より休業することとせり元来渡辺家は先祖伝来の不動産を多額に所有し居り且当行復活に就き政府及日本銀行に於ても充分の好意を与へらるべきを以て藉に時日を蒙らすことなきを確信するものなり」(S2.3.18 Y)との「謹告」を出している。⁸⁾あかち貯蓄銀行もその後ろに「当行整理は右東京渡辺銀行同様渡辺家多額に所有する不動産を以て預金者各位に損失を蒙らす

ゝ…同族及渡辺保全会社所有ノ土地及借地権、合計一九、八七二、一一九円ヲ提供シ之ヲ資金化シテ根本的整理ヲナサントシタルモ、換価容易ナラザル不動産ノコトトテコノ整理案モ実現スルニ至ラズ」(『資料』p448)

8) 野党政友会の三土忠造から「銀行当局者が次官を訪問したのは援助を請ひに来たのだ。それを十分に調査もせずに軽率にもこれを公表したのは実に怪しからぬ。しかも銀行はその時にはまだ営業中であって蔵相の声明を伝へ聞いて初めて預金者は取付けをなしたといふのである。その軽率にはあきれかへる」(S2.3.16N)などと連日激しく失言問題を追及されていた片岡蔵相はこれらの新聞公告に関して3月15日時点で「今し方同行当局から送って来た新聞広告の案分、それは十六日の各新聞に出すのださうで、『預金者各位に謹告す』と題する広告であるがそれを見れば一目瞭然で大蔵省に何等の落度がないことが示されている」(S2.3.16N)と語っている。

ことなきを確信するものなり」(S2.3.18Y)と続けた。

3月16日の東日は整理方針に関して渡辺六郎、内藤恒吉らの重役は「渡辺一族所有の不動産及び銀行所有の動産不動産を処分しなるべく預金者に迷惑をかけぬやう努力するとのことで…同行では土地処分のため近く土地会社を創立し極力これが処分を行ふ」(S2.3.16N)意向と伝えたが、3月18日には「支払停止後の善後策として不動産会社を設立し、債務の年賦償還をしたき旨」(S2.3.18N)を声明した同行に対し「若し不動産会社を設けるとすれば…勸銀に対しさきに融通を受けた金額を当然返済せねばならぬ立場となり…返済し得るるものなりや否やは大なる疑問」(S2.3.18N)との態度をとった。これに対して読売は「目下同行で考究中」の整理腹案を「渡辺保全会社所有土地帳簿価額五百万円を提供して土地会社を設立し該土地を分譲若しくは借地権買上後分譲して資金化すると共に分譲し得ざるものは不動産を担保として資金を調達しこの金額を以て渡辺銀行預金者二万あかち貯蓄預金者三万に對し出来る限り支払を為す」(S2.3.16Y)と紹介し、「整理に対する大蔵省の態度」として「大蔵当局は積極的に援助するの言明を避けてゐるが…私財提供等によって整理断行後に於て幾分考慮する意向を仄めかしてゐる」(S2.3.16Y)と、他紙にない踏込んだ記事を掲載する。読売は18日の謹告に関しても「渡辺家伝来の所有土地も多く之を担保として提供、資金の融通を得」(S2.3.18Y)で「日銀の救済を仰で整理」という好意的記事を書ける。

同行破綻後姿を見せず、一時は失踪・自殺説まで流されていた専務の渡辺六郎⁹⁾は実はこの間土地会社案による営業再開を目指し奔走しており、3月23日渡辺保全の2階で「私は両銀行の整理には全責任を負うて今日も日銀…営業局長

9) 例の蔵相発言の当日も六郎と面談した大蔵省の原邦道(後の長銀頭取)は当時、同行の資産調査を詳しくやっており、「銀行の内容をだれよりもよく知っている」と自負する「べいべいの事務官」であったが、「頭取は渡辺治右衛門氏でしたが、(渡辺六郎)専務が一切銀行の業務を統括しておられた」(全銀協『昭和金融恐慌の教えるもの』33年、『資料』26巻p185所収)と回顧し、専務の方は「私も知っている」とするのにな専務に同行した内藤恒吉については「他は同行の常務取締役らしい人でした」(同上)と原の印象は薄かったことから、大蔵省との事前の接触も六郎中心であったと見られる。

に会い預金者に迷惑をかけぬやうに相談した」(S2.3.24N)と語ったように、同行はすでに3月24日時点で「大体計数の査定も済んだので日銀当局に示す」(S2.3.25N)段階となり、「渡辺同族不動産を中心として不動産会社を設立し、同土地を資金化して預金者に対する預金債務の年賦償還を計画し大蔵省日銀に対し整理案を提出」(S2.3.28Y)していた。しかしこの整理案に対して大蔵省は「婉曲に不同意を示し更に詳細なる整理案の提供を命じたので二十九日開業の筈の処更に向ふ二週間休業に決した」(S2.3.28Y)とされる。なぜなら大蔵当局は休業銀行の整理方針として「一、最も堅実なる資産（債権）のみを分離して…この分のみを一流銀行に合併すること…一、やや不堅実なる資金は一团とし別に整理会社を創設するもの多く…一流銀行に合併することについては異説もあって、各二流銀行同士が合同して堅実なる二流銀行を設立せんとするものもある」(S2.3.25N)として、「今回休業したる村井、中井、左右田、八十四、中沢、東京渡辺の各銀行は近く合同の方針である」(S2.3.24N)と伝えられていた。大蔵省は同行をも含め「先づ整理を急ぎ之が為めには整理銀行を創立し同行に対し各休業銀行が別個に回収の見込ある之に対抗する債務とからなる整理の内容を以て別個に各勘定口座を設けて編入し其後の預金のみ整理銀行が一般的に取扱をなし斯くて挙げ得たる収益に依って漸次に各勘定に於ける債務の弁済に充当させる方針」(S2.3.28Y)であったといえよう。このため当方針に合わない同行単独の土地会社設立は進まず、2年3月15日以来休業を継続し、他の休業諸銀行が整理を完了するなかでも長らく未整理のまま取り残されることとなった。同行は渡辺一族から所有地（渡辺銀行評価で2360万円、勧銀評価で1095.2万円）の提供を受けることとして、2年10月に日銀に整理を委嘱した。日銀では2年10月末現在の資産負債査定表を作成することとなった。渡辺家所有不動産の全貌を示す資料は未見だが、『実業之世界』は東京市内10万坪、東京市外3.8万坪、小笠原島35万坪、その他9.5万坪、計58.5万坪という巨額の数字を挙げる。¹⁰⁾「是等の土地には特に何々銀行所有地といふ大標木を立て」¹¹⁾たとも言

10) 12) 45) 昭和2年5月号『実業之世界』（『銀行論叢』2年7月臨時増刊号、『昭和金融恐慌史』以下単に『恐慌史』と略、p207, 208, 210所収）。

われる。同行は小笠原を除く23.5万坪の一族所有地等の資産を2400万円に評価し大蔵省に提出した。これに対し大蔵省は勸銀の査定額1600万円に固執し、「結局従来曾て例のない国有財産管理委員会の評価に俟つ事となる模様¹²⁾」と観測された。こうした評価上のネックも加わってか、政府の震災手形処理委員会でも同行は京和銀行とともに「整理の最も困難と称せらるる」(S3.1.25O)ことを理由に多くの休業銀行の中で一番最後の委員会への付議に回された。こうした一連の大蔵省の態度に六郎は反感を強め「大蔵省で渡辺が憎い」のではないかと¹³⁾の手記を残している。

休業以来5件の破産申請が出ていたが、同行では3年2月27日東京区裁判所に強制和議を申立てた。同行の鈴木、庄野理一両顧問弁護士がたてた和議条件の骨子は3年間で預金の2割を現金で支払、残余は渡辺保全会社（代表社員渡辺治右衛門）を増資して、昭和土地株を創立し、債権者に対して土地会社の株式を分配するというもので、「預金者間に極力和議を勧告」(S3.6.30Y)したのであった。しかしこの土地は債権者の一人でもある東京乗合が不正手形事件の補償として渡辺一族から提供させ、既に所有権の移転仮登記を済ませたものと同一物件であり、「同じ土地を種に両社の整理を同時に行ふ」(S3.3.10T)のものであった。これまで渡辺保全からの譲受物件の仮登記は有効と主張していた東京乗合も「愈々渡辺銀行提起の和議に応ずることになった模様で…而して、アト半分は土地株を貰ふことにでもなるわけだ」(S3.3.10T)とされた。同行の大口預金者でもあるあかち貯蓄銀行も同行の和議条件が提示されたのに伴って和議案を作成したが、その前提は同行和議案に準拠し「最後に残れる預金額に対しては渡辺銀行の設立する昭和土地株式会社の株式を提供」(S3.5.20B)するというものであった。

11) 昭和2年5月1日『中央公論』、『資料』26巻、p598

13) 18) 35) 渡辺六郎『社会制度の欠陥』渡辺秀『渡辺六郎家百年史』以下単に『百年史』と略、p69所収

14) 庄野理一は大正3年開業の弁護士で、東京渡辺銀行の一般大口貸付先に登場する。

15) 東京乗合に関しては前掲拙稿「金融恐慌による休業銀行と関連社債のデフォルト」参照

III 東京渡辺銀行の破産宣告

3月7日整理委員に阿保浅次郎弁護士らが任命され(S3.3.20B), 整理委員の手で具体的な整理方法が立案され, 債権者集会に付議されることとなった。裁判所では同行の5件の破産申請と, 和議申請の双方の審理を開始した。しかし和議条件の主眼であった土地会社設立は「東京乗合自動車会社ノ社長タリシ渡辺六郎ガ同社ノ名ヲ利用シテ不当ニ発行セシ手形ニ対スル賠償トシテ已ニ同社ニ譲渡セル不動産ヲ主体トスルモノナルガ故ニ, コレガ返還ヲ受クル手段ノ立¹⁶⁾ザル限り成立ノ望ナク」預金払戻の条件も2割4ヶ年賦であったため, 預金者としては到底受容できないものとされた。1.4万人とされた「債権者の意向が過半数破産を希望し裁判所もまた前記和議条件の到底履行の見込なきを看取」(S3.6.30N), 最終的に整理委員が「銀行側の和議条件は実行不可能」(S3.7.7T)と申告したため, 3年6月29日午前10時東京区裁判所間判事は銀行側の和議申請を却下し, 破産の宣告を下した。裁判所は直ちに久保山武治, 阿保浅次郎(弁護士, 整理委員), 木村篤太郎, 犬塚春富(整理委員), 山田稔(整理委員)の5人を破産管財人に選任した。執達吏役場は同日同行の本支店の差押を行った。なお債権届出期間は3年10月29日まで, 債権者集会期日は4年4月11日と決定した。(S3.7.20B)

破産宣告に関し六郎は「渡辺銀行が遂に破産宣告を受けた内幕を云えば, 宣伝上手の破産推進側に負けた。丁度国際連盟で日本が負けた様なものである。大蔵省の普通銀行課長加藤氏が業々司法省を訪れて, 破産を従ようしたとの事だ。大蔵省で渡辺が憎いのなら, 外に手段もあるべし。預金者の不幸になる破産を従ようするとは何事なりや。又裁判所でも破産と和議が真に預金者に有利であったか洞察が出来なかったとすれば情ない話である」¹⁷⁾と書残した。しかし¹⁸⁾当時の法曹界の主張は和議より破産を推す声¹⁹⁾が少なくななく, 匿名の銀行家の

17) 大蔵省銀行局の加藤繁一郎普通銀行課長は渡辺六郎と直接面談した原邦道事務官の上司で, 蔵相発言当日の渡辺側とのやりとりの報告も受けた当事者であった。

19) 休業銀行整理に和議より破産を推す声として斉藤常三郎は「和議を悪用し濫用せしめて」

「不埒千万なる…休業銀行」は「須らく清算人の手に渡して一刀両断の処置に出づべきもの²⁰⁾」との放言まであった。

破産宣告後、司法当局の同行関係者の取調べが急展開した。一説には抗告審において裁判所の破産宣告取消を企画して、破産申立人に取下げを運動する財界有力者として「某政党系の一流実業家、株式取引所関係の有力者等数名」（S 3.7.5 N）が存在したとされ、その背景は「同氏と渡辺銀行とは密接の関係」にあったためといわれる。有力者の氏名は未詳だが、昭和土地設立時にも何らかの重要な関与を行ったとの証言の得られた読売新聞社長・正力松太郎や永野護が「渡辺銀行とは密接の関係」ある人物の条件に合致し、正力の親友河合良成も「株式取引所関係の有力者²¹⁾」に合致し、かつ、正力、永野、河合ら、「番町会²²⁾」メンバーは当時、渡辺家の支配する東京湾汽船を買収しており、汽船買収と破産宣告取消運動との間に何らかの関係が存在した可能性がある。

IV 根津と勸銀の合意による競売

いわゆる「根津財閥」の総帥・根津嘉一郎は同行破綻以前から渡辺家に相当

ゝはならぬ。和議成立の条件を容易くすると債務者は和議を濫用する」（昭和3年1月17日『大阪朝日』）とし、末弘厳太郎も「事業の破綻が明瞭になった晩に於て、直に破産宣告を受けたならば、債権者の受くべき損害は恐らく今日に比して遥かに少かった筈」（昭和3年2月1日『改造』、『資料』26巻、p628）とする。

20) 昭和2年6月1日『財政経済時報』、『資料』26巻、p609

21) 六郎と東大同窓。読売を大正13年に引受け、社長就任。

22) 「番町会」は郷誠之助を中心とする財界人グループで読売新聞社社長の正力松太郎、東京株式取引所理事の河合良成、永野護、伊藤忠兵衛、沢沢正雄ら10名で構成、客分として中島久万吉、小林一三等も参加した。（河合良成『私の履歴書』4、p113）昭和2年12月東京湾汽船は渡辺一族の手を離れ、「番町会」や中島久万吉中心の「薬王子会」の財界人グループが経営を引受け、中島が社長、河合、永野らが取締役、伊藤らが監査役に就任、正力は読売読者招待策として大島の観光宣伝に一役買った。なお永野と渡辺との関係は前掲拙稿「金融恐慌と機関銀行破綻」参照

23) 破産申請を取下げようと運動した例は同時期の神田銀行等少くないが、現実に破産宣告を取消させた例も古くは北村銀行（泉尾土地）のほか、同時期にも帝国実業貯蓄銀行がある。2年1月18日破産宣告を受けた帝国の場合、預金者に対して大々的な新聞広告で「貴下の預金は斯うして救はれます」（S2.3.14N）と称して預金者の代理人となって手数料2円と預金回収額の6%の成功報酬を受け取る業者まで出現していた。

な貸付金があった。「日本殖産興業の沿革は根津財閥の渡辺財閥への貸付金に始まる²⁴⁾」と指摘される通り、「根津財閥」の総本社ともいべき根津合名が貸付金の保全のため渡辺家の不動産に百万円の抵当権を設定していたが、富国徴兵等の根津系の金融機関から、同行への貸付という正規の経路ではなく、根津合名から渡辺保全への例外的な救済融資という点に、商業ベースではない何らかの特異性、例えば国民新聞への融資時²⁵⁾に見せた「俺が志を得た場合は必ず新聞を主宰して以て大いに天下を風靡する²⁷⁾」といった、ハイリスクを乗り越える根津個人の特別な動機・強烈な思惑が感じられる。おそらく甲州から出て一代で財閥を築き上げた人物の、江戸以来の名門あかちのブランドへの憧憬、渡辺家の東京市内枢要地の膨大な地所を得て「大いに天下を風靡」したいとの思いであろう。

一方同行は「震災直後においても、不動産を抵当として勧銀より約七百万円の融通を受け」(S2.3.15N)、ピークには「勧銀から八百万円借りてみた」(S3.3.10T)と言われた。一番抵当権者(渡辺家の不動産に6百万円の抵当権を設定済)である勧銀の馬場鉄一総裁は名門・渡辺家資産がバラバラに散逸することを恐れ、関係資産の受け皿機関を設立して債権者の一人でもある「根津嘉一郎²⁸⁾氏が一括して引き受けてくれないか」と根津嘉一郎社長に依頼したと言われる。

24) 41) 43) 48) 勝田貞次『大倉・根津コンツェルン読本』昭和10年、春秋社、以下単に『読本』と略、p278。当社『営業報告書』でも6年末現在87,863.26坪所有

26) 根津が救済融資に踏み切った例としては堀内良平の斡旋で徳富蘇峰が主宰する国民新聞の欠損続きの窮状に同情して、求められるままに「前月も足らん今月も困るで、チビチビ貸した」(『財界実話』p591)金が積み積み100万円にも達した。根津は常に新聞経営を夢見ていたので国民新聞への融資は単なる資金投資とは別次元の行動と考えられる。大正15年5月10日の契約成立で株式組織に変更、根津側は優先株多数を引き受け、傘下に収め、国民新聞に対する総投資額は230万円に達した。(『財界実話』p591。ただし別資料では「四年間に根津の国民新聞に注ぎ込んだ金額も当時になお七百万円の巨額に達していた」(『河西豊太郎』以下単に『河西』と略、p272)とある。しかし中心人物である徳富蘇峰の根津系との反目を理由とする退陣による読者の喪失により打撃を被り、新愛知系事業となり、根津は結局、国民新聞の経営から手を引いた。(『読本』p203)

27) 29) 30) 31) 32) 47) 52) 『河西』p266, p319~321

28) 以下の当社関係事項は主に日本殖産興業常務仙洞田照男氏談による(氏自身が当時のことを一番よく知っていた元代表取締役の故岩本彦松専務(58年11月29日専務退任、相談役ノ

勸銀側の動向を伝える資料は少ないが、東洋経済は「第一担保権者の勸銀ですら、債権額だけに処分が出来ずして困ってゐる」(S3.12.8T)と報じ、根津の一番頭格の河西豊太郎の伝記も「渡辺がこの地区の膨大な所有地を勸業銀行に担保に入れていた。それが年月を経て勸銀でもこれが始末に困っていた。…勸銀としても内実はこの担保土地は頭痛なのである…交渉の重なるに従って漸次的に勸銀側も折れ、『それでは利息もないではないか』と言うを抑えて『いま手放すことは銀行としての荷厄介を解消するもの』として…勸銀側の驚くべき大譲歩となったのである」²⁹⁾と担保処分に窮した勸銀側から後順位抵当権者の根津側に対して何らかの共同処分の依頼があった事実を伝えている。

根津の番頭連中は関与には危険が大きいと大反対した。かつて堀内良平の斡旋で徳富蘇峰が主宰する国民新聞を買収する際にも「慎重に駄目押し」³⁰⁾して、はやる根津を押し止めた河西は、この時も根津から相談を受け「なお考慮した」³¹⁾と提言した。根津自身一晩考えた結果「その土地の将来性を見て所謂遠謀計画に於てこれを買入れる決心をした」³²⁾とするが、前述の通り渡辺家へ貸した時点で根津にはすでに「遠謀計画」なるものが存在したのではなからうか。

馬場勸銀総裁と根津とのトップ会談を受けて、両者連合による競落行動が開始された。3年8月1日の時事新報は「渡辺あかち不動産を競売 勸銀と根津合名の申請 日本勸業銀行は渡辺あかち両銀行に対する債権六十三万八千九百三十二円六十八銭の返済を得られないので、抵当に取った麴町区内幸町、下谷区池の端七軒町、神田鍋町、本郷区根津、芝三染町等の宅地合計約一万数千坪に亘る土地に就いて、勸銀社員久野木栄氏を代理人として先般東京区裁判所執行係に不動産競売を申立て、八月二十日午前九時執行されることとなった。又之等の土地を抵当として右両銀行の持株会社なる渡辺保全株式会社に対して百万円の債権を有する根津合名会社もまた、弁護士広瀬重太郎氏を代理人として

、就任、最近80数才で死亡）や先代の長男根津嘉一郎氏（大正2年生れ、当時は武蔵高校生）等から折ふれて聞いた話として聴取）

33) 広瀬重太郎は根津の法律顧問として訴訟事件を処理する傍ら、笛吹水電等を創立経営する「根津老幕下の面々の内では最古参」（萩原為次『素裸にした甲州財閥』7年、山梨民友新聞社、p373）であった。

競売申請が三十日付に差出されて居る³⁴⁾」と勧銀と根津合名のほぼ同時期の競売申請を報じる。

一郎は「不動産の競売と云えば一括してやる、之では何人も手が出ない。不当に金持ちを利する結果になる。不融通性なること甚だしい³⁵⁾」と書残したが、「不当に金持ちを利する」の意味はこうした勧銀と根津のみによる貸金回収を非難したものであろうか。やや時間が経過した4年3月14日の東京日日は「渡辺一門の財産を競売 土地十数万坪十四日午前十時から東京区裁判所執達吏役場において渡辺保全社、治右衛門、勝三郎、初雄、あかち貯蓄等一門の財産が競売に付される。土地は市外日暮里の渡辺町二万坪をはじめ芝、京橋、日本橋、浅草、本所、深川、本郷、小石川、西巢鴨等に散在する十数万坪（十六口）で最低見積り七百万円としてあるが有楽町の一千坪の如き坪当たり三百六十円の安値に見積ってゐるので大人気である。」と報じ、同日の東京朝日も「あす裁判所で執行土地の大競売没落した渡辺家のもの市内外十数万坪の土地価格一千万円といふ近頃類のない大競売が十四日午前十時から東京区裁判所構内執達吏役場で行はれる。競売に付される土地は渡辺保全会社、渡辺治右衛門、勝三郎、初雄、あかち貯蓄銀行等先頃破産没落した渡辺一家のもので十六口、最低に見積っても七百万円と鑑定されてゐる。日暮里にある二万坪のいはゆる渡辺町を始め芝、京橋、日本橋、浅草、神田、本所、深川、本郷、小石川、西巢鴨とほとんど市内外全般に渉り、有楽町の千坪が三十六万円、坪当たり三百六十円といふ安値に見積られてゐるので大変な人気を呼ぶだらうとはさされてゐる」とする。翌15日の東京日日は「渡辺一家の競売始まる落札したのは一ヶ所だけ渡辺一門の財産、市内外にまたがる十数万坪（十六口）約一千万円の競売は既報の如く十四日午前十時から東京区裁判所執達吏役場で行はれた。午後一時までには府下小金井の山林畑地二町五反十歩が勧業銀行に二万九千円で落札されただけで他の十五口はまとまらなかった。」と報じ、東京朝日も「落札はただ一口のみ渡辺家の土地競売十三日夕刊所報没落した渡辺家所有地十数万坪鑑定価格一千万円の土地大競売は十四日午前東京区裁判所執達吏役場で行はれたが十六口の内十五口は最低価格に達せず小金井の山林畑地二町五反十歩（債権者根津合

名会社）ただ一口が勸業銀行の手に二万九千円で落ちたのみ余りにいたいたしい豪家の末路であった」とやはり根津と勸銀の連携ぶりを報じた。昭和土地『第十回営業報告書』によれば競落物件取得原価の年月日は4年5月3日から6年12月1日までとなっており、おそらく競売は以後1年半にわたって持続されたものであろう。伊牟田氏が「整理案も実行しえなくなっていくにしたがって報道価値が減退する³⁶⁾のか資料が残らなくなっているようにおもわれる」と指摘するが、競売記事でも同様に開始時点でしか報道されなかった可能性もあろう。

V （根津系）昭和土地の設立

4年4月8日（債権者集会期日の4年4月11日の3日前に相当）、「土地建物売買賃貸及貸金」を目的とする昭和土地（以下当社と略）が麴町区丸ノ内3丁目に設立された。渡辺家、勸銀の馬場鉄一総裁、根津嘉一郎の三者会談が何度ももたれ、当社設立まで協議を重ねたという。当件には有力者の正力松太郎なども介在したと言われる。この時の縁で根津氏は渡辺家から東京湾汽船その他傘下企業の経営権を引き受けたともいう。一株の金額50円、総株数4万株、資本金は200万円、払込は50万円、役員は〔第1表〕の通り社長は空席で、「根津幕下の古強者」と称された弁護士³⁷⁾の宇都宮政市が専務に就任、中心人物の筈の根津は何故か相談役にとどまった。設立時には根津側には不動産の専門家が少なかったこともあって、引継物件に詳しい同行員数名も引き受けて開業した。当社元専務の岩本彦松氏（58年11月29日退任、相談役就任、80数才で死亡）もその一人であった。

株主は5年9月時点では根津合名1万株（25%）、根津嘉一郎（根津合名代表社員448.5万円出資、当社相談役）5千株（12.5%）、福島茂富（根津の甥、根津合名社員5千円出資、富国徴兵第一部長）5千株（12.5%）、鎮目泰甫（根津の子飼、³⁸⁾「根津の四天王」の一人、根津合名支配人、当社取締役）4千株（10.0%）の上位根津直系4株主だけで60%を占めた。7年9月時点でも上位4株主

37) 38) 松下伝吉『中堅財閥の新研究・関東編』以下単に『新研究』と略、12年、p338、408、398

〔第1表〕創立時の昭和土地役員

代表取* 宇都宮政市 M34 弁護士開業, T3筑波 Ry 監就任以降, 各社に関与, 下谷区議, 市議, 下野電気 Ry 社, 筑波 Ry 社, 王子煉瓦社, 宇和島 Ry 取, 東京環状乗合取, 南朝鮮興業監, 東京興産監, 王子電気軌道監, 東武監, 朝鮮 Ry 監
取* 河西豊太郎 根津の「家老格」, 東京電灯取, 京浜電力取, 姫川電力取, 東電証券取, 富士身延 Ry 社, 飯山 Ry 社, 関東瓦社, 埼玉瓦社, 東洋モスリン取, 第二モスリン取, 山梨貯蓄 Bk 監, 富士山麓土地監, 富士山麓電鉄監, 帝国興業取
* 吉田義輝 M35 第一徴兵入社, T13 ~ 富国徴兵常, 太平 LI 専, 昭和 FI 取, 日本麦酒釀泉監, 関東瓦監, 理研特殊鉄鋼監, 松竹映画都市監
深沢謙一 未詳
* 鎮日泰甫 T9根津合名入社, 根津の「執事兼女房役」, 根津合名支, 富士身延 Ry 監, 関東瓦監, 埼玉瓦取, 日本観光社, 富国セメント取, 啓成社取, 日本土地証券監, 丸玉商店監
* 小林中 石和 Bk 元支, S4富国徴兵支, 根津の「懐刀」, 太平 LI 取, 日本土地証券取, 旭石油取, 東京湾汽船取, 横浜土地取, 埼玉瓦取, 寿繊維工業取, 日曹人絹パルプ取, 東宝映画取, 朝鮮機械取, 日本繊維工業監, 横浜倉庫監, 岸本商店監, 帝人事件に連座
監* 別府丑太郎 文官高等試験合格, 特許局, 農商務省, 鉄道省経理局を経て西武 Ry 社, 南朝鮮 Ry 専, 高野専, 小倉石油
* 吉野伝治 M29 東大電卒, 山陽 Ry 技師, 房総 Ry 専, M38 根津と東武入社支, 東武 Ry 専, 越生 Ry 社, 日光登山 Ry 社, 日光電軌代取, 下野電 Ry 監, 東京湾汽船取, 東京興産社, 東武自取, 赤城山自取, 京水モーターバス取, 日光自代取, 千葉貯蓄 Bk 取
内藤彦一 松屋呉服店専, 京橋区尾張町の菊水煙草商を兼ね商業会議所議員, 日本化工ベンキ社長, 東京染織社長
相* 根津嘉一郎 東武他諸私鉄に関与した「鉄道王」, 東京米穀取引所理事長, 根津合名代, 東武 Ry 社, 大阪高野 Ry 社, 京津電気軌道取, 南朝鮮 Ry 社, 大社宮島 Ry 社, 日光電気軌道社, 下野電気 Ry 監, 東京地下 Ry 取, 秩父 Ry 取, 西武 Ry 取, 北武 Ry 取, 富士身延 Ry 取, 富士山麓電鉄相, 東上 Ry 取, 横浜 Ry 取, 大湯 Ry 取, 横浜電気 Ry 取, 富国徴兵社, 太平 LI 社, 昭和 FI 社, 愛国 LI 取, 関東瓦相, 日本麦酒釀泉社, 加富登麦, 日清製粉, 日ノ出セメント, 日本化学工業, 東京電灯, 横浜土地, 帝国劇場取, 根津育英会理会長ほか多数

(凡例) *印「清交会」会員, 社…社長, 副社…副社長, 専…専務, 常…常務, 取…取締役, 監…監査役, 相…相談役, 理…理事, 支…支配人, Ry…鉄道, 自…自動車, Bk…銀行, LI…生命保険, FI…火災保険, 瓦…瓦斯

(出典) 『第三十三版銀行会社要録』昭和4年版, p222, 『素裸にした甲州財閥』, 『根津コンツェルン読本』p290~, 江口胤清『交通人物小史』昭和16年

は変化なく, 第5位森田豊(根津の知人, 東武, 大阪高野株主)3900株(9.8%), 第6位森沢鳳三郎(根津家執事, 大阪高野株主)3000株(7.5%)を加

え、根津直系6株主だけで77.3%を占めた。³⁹⁾森田、森沢らは根津の個人的色彩の濃い企業等の株主等としてのみ登場することから見て根津のダミーと考えられる。⁴⁰⁾

『読本』では「渡辺所有不動産に勧銀並に根津の貸付金を整理すべく、担保不動産を保有する一社を根津財閥が設立し、之を肩代りした…現在尚勧銀に担保として貸付を仰いで居る」とする。つまり渡辺関連に不動産担保付債権を有する勧銀と根津合名が競売を申立て、裁判所の許可を経て競落した物件で設立した「自己競落会社」が（根津系）昭和土地であって、同行による和議案に示された一般預金者を含む債権者全般に株式を提供する昭和土地（構想）とは社名は同じだが全く異なるものである。

10年時点の役員は専務取締役宇都宮政市、取締役小林中、鎮目泰甫、吉田義輝、河西豊太郎、監査役吉野伝治、相談役根津嘉一郎で、⁴²⁾9年9月末現在の株主も〔第2表〕の通り、ほんどが根津直系の人物や関連企業で占められている。

創立時の「引受不動産は八万坪」、⁴³⁾建物数棟（ほとんど木造建物）と言われ、その大半は裁判所での勧銀抵当権に基づく競落物件⁴⁴⁾であった。〔第3表〕の当社の所有地には渡辺一族の邸宅の所在地が多く含まれ伊豆の別荘などもあった。同行破綻後「治右衛門氏をはちめ、一族一家悉く大船あたりのささやかなる住居にさびしき余生を送らねばならなくなった」⁴⁵⁾ためであった。『失言恐慌』によれば治右衛門の目白御殿は7年に大日本雄弁会講談社々長の野間清治に売却された⁴⁶⁾とされる。

39)『銀行会社要録』東京興信所、各年度。根津合名出資額は『新研究』p332

40) 高野登山鉄道でも森田豊、森沢鳳三郎らは大株主でありながら役員にならず、その名義株は大正6年9月時点で根津嘉一郎名義9704株にはば統合され、更に大正9年11月設立の根津合名に移行されたと推定される。高野鉄道と根津との関係は拙稿「明治末期の民営社会資本の挫折と再建—高野鉄道のデフォルトと財政整理を中心に—」『滋賀大学経済学部研究年報』第2巻、平成7年12月参照

42)『日本全国諸会社役員録』10年版、上編p137

44) 当社広瀬取締役の談では、当社の借地契約は双務契約ではなく、競落に基づき、借地権者からの一方的な差入れ書形式になっている由である。

[第2表] 昭和土地の株主一覧 (昭和9年9月末現在)

10100	根津合名 (根津の持株会社)
5000	根津嘉一郎 (根津合名代表社員, 昭和土地相) (3204株)
5000	福島茂富 (根津の甥, 根津合名社員, 麦酒鉱泉勤務, 富国徴兵第一部長, 太平 LI 取, 根津合名出資社員, 大日本麦酒等役員, 東武株主)
4000	鎮目泰甫 (根津の子飼, 根津合名支, 昭和土地取) (800株)
3900	森田豊 (根津の知人, 森田とめは根津合名出資社員で姻戚。東武株主) (2212株)
3000	森沢鳳三郎 (根津家執事, 鎮目の後任, 戦後当社取) (800株)
2000	小倉合名 (富国徴兵取, 愛国 LI 取, 大社宮島 Ry 取, 小倉 Ry 元社, 小倉石油社, 中央開墾社の*小倉常吉の持株会社, 埼玉県生れの準甲州系)
1500	小林中 (石和 Bk 支, 富国徴兵支, 基金, 太平 LI 取, 日本土地証券取, 昭和土地取)
1000	河西豊太郎 (根津の「家老格」, 東京電灯取, 帝国興業取, 昭和土地取)
1000	松屋呉服店 (根津が取で, 社長は*古屋徳兵衛, 専務は*内藤彦一)
500	*吉野伝治 (東武 Ry 専, 昭和土地監)
400	*宇都宮政市 (下野電気 Ry 社, 筑波 Ry 社, 昭和土地社)
300	矢崎美盛 (九大教授, 鎮目の義弟)
300	佐竹次郎 (大社宮島 Ry, 日本土地証券社長, 南朝鮮興業常, 基金, 帝国興業取)
200	*吉田義輝 (元書生, 徴兵保険勤務後, 富国徴兵設立, 基金, 常, 太平 LI 専)
200	*別府丑太郎 (西武 Ry 社長, 昭和土地監)
200	*内藤彦一 (松屋呉服店専, 煙草商, 昭和土地監)
200	竹川久仁 (日本電気 Ry の常任理, 大井川 Ry 取, 花巻温泉取)
200	*須田宣 (根津の甥, 福島茂富の兄, 鬼怒川水力電気監, 大阪高野 Ry 取, 高野大師 Ry 取, 加富登麦酒取, 東武監, 東京興産監, 日光登山 Ry 監) (2000株)
200	亀田寅吉 (根津幕下の「三羽鳥」, 東武監, 大日本信託社, 日本麦酒鉱泉常務)
200	富国相互会
100	*伊豆凡太 (予備陸軍少将, 富国徴兵専務, 基金提出者)
100	*塚田要蔵 (東武 Ry 取締役・支配人, 日光電軌取)
100	田口邦重 (ユニオン麦酒元常, 日本麦酒鉱泉取支, 帝国興業監, 大社宮島 Ry 監)
100	*細田武雄 (第十 Bk 元頭取, 松屋呉服店監)
100	大木安造 (加富登麦酒, 高野 Ry を経て日ノ出セメント専, 富国徴兵理, 昭和 FI 常)
100	塩谷静夫 (精養軒監・常)
合計27名 4万株	

(凡例) 太字は昭和土地重役, 基金は富国徴兵保険の基金拠出者, ()内は大阪高野 Ry 大正2年上期の持株数*印「清交会」会員などは[表-1]に同じ

(出典) 昭和土地『第十回営業報告書』, 肩書等は[表-1]に同じ, 『日本紳士録』T14 (塩谷静夫, 森沢鳳三郎, 矢崎美盛, 森田豊らは仙洞田氏のご教示による。)

一説には「十万坪の土地, これが買入れ価格はその当時であっては実に九百
 万円の巨額であつた⁴⁷⁾」とし, また「引受不動産は…時価一千万円に達すと云ふ⁴⁸⁾」
 とも言われるが, 「市内外十数万坪の土地価格一千万円」(S4.3.15N) と称され

[第3表] 昭和土地の戦前期所有地の例

区 名	町 名
荒川区	△□日暮里渡辺町 (旧渡辺六郎邸周辺) 二万坪 (S12.9)
麴町区	有楽町千坪 (坪当り三百六十円), ○内幸町 802坪, □霞ヶ関 (S15.9)
下谷区	□谷中初音町 (~S9.3), ○池の端七軒町 (S9.9), △□上野花園町 (治右衛門控邸) (S12.3 ~S17.9), △□谷中真島町 (治右衛門旧邸=六蔵邸周辺), ○神田鍋町
芝区	神谷町, ○三染町, △□西久保城山町 (勝三郎邸周辺) (~S9.3)
京橋区	□小田原町 (~S9.3), □入舟町 (S11.3), □湊町 1丁目, ■木挽町 (S13.9)
日本橋区	□江戸橋 (S11.3), □茅場町 (S17.9)
神田区	□須田町, □東松下町, ○神田鍋町, 三崎町
本所区	□吾妻橋 (S15.9)
深川区	□門前仲町 (S16.9)
本郷区	□駒込千駄木 (S10.9), □坂下町 (S10.9), ○根津
小石川区	△□関口町 (治右衛門邸周辺)
淀橋区	□戸塚町 (S17.9)
東京府	●小金井 (山林畑地) 二町五反十歩 (勧銀が二万九千円で落札)
静岡県	□伊東町 (S11.3~15.9), △■□熱海土地家屋 (別荘) (S12.9) (S17.9)
面積 競売開始時十数万坪 (十六口), 最低見積価格七百万円, 世評約一千万円	

(凡例) ○印勧銀の担保物件 (昭和3年8月1日『時事新報』), ●印根津合名の担保物件, △印渡辺一族の邸宅所在地 (ないし近接地), □印戦前の売却物件 () 内は売却期, ■印戦前の買入物件 (昭和土地第十回~第二十三回『営業報告書』)

た競売物件の全体数値であろう。問題の当社の競落価格であるが創立当初の当社『営業報告書』を欠くため、第十回『営業報告書』では4年5月3日から6年12月1日までの競落物件取得原価6,548,891円となっている。競落が継続中の5年9月期決算の不動産勘定は5,016,914円、支払手形(抵当借入金との振替前か)は4,632,00円⁴⁹⁾で、両勘定の差約38.5万円は主に払込資本金50万円で賄っている計算である。次に7年9月期決算の不動産勘定(競落+買入等)は6,736,581円⁵⁰⁾、抵当借入金4,987,500円、支払手形2,763,000円である。

当初「安値に見積られてゐるので大変な人気を呼ぶだらう」とされながら「最低価格に達せず」延々と競売が継続した事実からみて、取得原価は当然に当初

49) 50) 『銀行会社要録』6年版 p233, 8年版 p228

最低見積り 7 百万円をかなり下回るはずである⁵¹⁾。最低見積りの 7 百万円は偶然にも渡辺一族の土地に設定された勸銀の抵当権 603 万円と根津合名の抵当権 100 万円の合計に一致し、また勸銀の査定価格の 1100 万円に対する掛け目も不動産抵当で標準的とされる 6 割にほぼ（正確には 63.6%）一致する。しかし「勸銀側の驚くべき大譲歩となった⁵²⁾」とすれば何らかの債権放棄があつてしかるべきだから、7 年 9 月期の（勸銀）抵当借入金 4,987,500 円と大差のない数値で当社は出発したのではなかろうか。なぜなら当初は土地の評価益計上にもかかわらず、赤字続きでなかなか借金が返せない⁵³⁾ので 10 年 12 月 18 日の重役会でも「日本勧業銀行よりの借入金弁済期限延長の件⁵⁴⁾」を決議したほどである。つまり債権放棄後の勸銀負債約 500 万円強と根津合名からの百万円の合計額 600 万円を僅かに上回る程度の 654 万円が『営業報告書』記載の通り、当初の競落物件取得原価であつたと考えられる。そうすれば信越電力など第三順位以下の抵当権者には配当がなく、物件の仮登記を受けた東京乗合はもとより、無担保の預金者に回される余剰は全くなかったものと推定される。

根津氏は多忙な中を当社で引き受けた一つ一つの物件を必ず実査して回つたと伝えられる。当社でも渡辺保全（正しくは 9 年 9 月期合併した関東荘園）から引継いだ早稲田分譲住宅地（藤田伝三郎の椿山荘に隣接、小石川区関口町、約 5 千坪、36 口）の分譲を継続、箱根土地に委託したりして、渡辺家の邸宅を取り壊して、整地・造成して分譲したりしたが、当時も今と同様に地価⁵⁵⁾が下がって殆ど儲からなかったと言う。そこで根津は自己の関係する関東荘園を 9 年

51) 当社『第十回営業報告書』の不動産勘定明細表では「自昭和四年五月三日至六年一月一日競落物件取得原価」は 6,548,891 円 58 銭だが、ほかに「自昭和四年七月三日至六年六月三日買取物件取得原価」33,000 円 13 銭や、関東荘園引継物件、9 年 3 月末までの土地評価増を加えて、9 年 3 月末現在の簿価は 7,751,894 円となっている。

53) 毎期の損失額は 5 / 3 期 85,402 円、5 / 9 期 130,780 円、9 / 9 期 2,395 円、10 / 9 期 1,135 円、11 / 3 期 1,477 円、11 / 9 期 49,519 円、12 / 3 期 2,189 円、12 / 9 期 2,460 円で、毎期の繰欠は 7 / 9 期 559,756 円、9 / 9 期 677,377 円、10 / 9 期 682,855 円、11 / 3 期 684,333 円、11 / 9 期 733,852 円、12 / 3 期 736,042 円と累積し、ピークの 12 / 9 期は 738,502 円にも達した。13 / 9 期以降は期間損益の黒字化により繰欠は逐減した。

54) 当社『第十三回営業報告書』

55) 関東荘園は早稲田物件等の土地分譲業、資本金 10 万円、払込資本金 5 万円。なお類似の東京荘園は渡辺保全戸谷取が役員で同行貸出金額 188,050 円（『資料』p454）

3月合併して、増加資本金全額を9年8月に減資したり、「昭和土地は不動産専門であり、又、帝国興業⁵⁶⁾は有価証券專業で双に業務が片寄り易い⁵⁷⁾から」、帝国興業を12年11月25日に当社に合併させて払込資本金を155万円とするなど、当社の立直しに努力した。『報告書』も「帝国興業株式会社ヲ合併シタルニ当リ交付スベキ株式ヲ新株式ト称シ六万株此株主六十一名也…当社ハ從來不動産投資ニ偏シタル為メ資産ノ運用収支ノ均衡ニ不利不便ヲ感ジ居タルガ、本期ニ於テ有価証券ノ売買ヲ專業トセル帝国興業株式会社ヲ合併シタルヲ以テ将来叙上ノ弊ヲ緩和シ順調ナル経営ヲ期待シ得ベシト信ズ⁵⁸⁾」としている。帝国興業との合併の際に、現在の日本殖産興業という社名に改めたが、根津氏の関係する富国徴兵との連想で「富国強兵、殖産興業」という名になったと言われる。帝国興業との合併後、戦時体制に突入した結果、多額の株式売却益も加わった13年9月期から単年度黒字に転換、14年9月期には「所謂時局景気ハ当社ノ業務上ニモ漸次好影響ヲ齎スニ至リ土地価額ノ昂騰、地代取立ノ好調等其均霑スル所少ナカラズ…未曾有ノ好成績ナリトス⁵⁹⁾」と事態の好転を伝える。しかし戦前にはついに繰欠一掃はならず、当社は一度も配当せずに終戦を迎えた。

VI むすびにかえて

冒頭に紹介したレトロなビルももともと有楽町一帯は渡辺家の土地で、近辺に当社の本社を置いた時期もあったが、広がった周辺用地も次々に処分されて、往時をしのばせる数少ない金融史の遺産の一つとなったものである。紙面も尽きたので、最後に当社の戦前の業績を総括しておこう。入手できた当社の第十

56) 帝国興業は根津関係事業の持株会社で9年6月設立、本社丸ノ内3丁目、目的「土地建物売買及其賃貸借有価証券ノ売買」、資本金300万円、払込資本金105万円、取締役佐竹次郎、河西豊太郎、山本為三郎（大日本麦酒常）、篠本鼎（昭和火災専）、加藤正道、監査役田中邦重、須田政道（精養軒常、日本土地証券監）（『日本全国諸会社役員録』10年版、上p205、『新研究』p384、380）同社は東武鉄道の第7位の大株主・22390株（『新研究』p361）、東京乗合自動車等の大株主であった。

57) 『読本』p278

58) 当社『第十六回営業報告書』

59) 当社『第十八回営業報告書』

[第4表] 昭和土地の土地、借入金等の推移（単位土地面積は坪、その他は千円）

(半期)	土地面積	不動産	有価証券	借入金	支払手形	不動産収益	不動産売却益 (*印評価益)
6年末現在	87,863.26	6,548,891					
9年3月	7,751,894						
9年9月		7,018,340	180,703	4,976,500	3,210,000	123,679	* 135,794
10年3月	87,948.30						
10年9月	87,803.87	7,212,183	180,703	4,961,500	3,378,000	128,498	* 114,604
11年3月	87,763.37	7,318,721	180,703	5,011,500	3,478,000	129,279	* 114,552
11年9月	87,212.39	7,235,682	180,383	4,945,700	3,472,000	140,491	45,486
12年3月	86,965.47	7,213,527	180,383	4,945,700	3,472,000	208,062	* 13,553
12年9月		7,246,483	5,767,003	4,916,700	7,705,000	182,161	
[前期比増減]		+ 32,956	+5,586,620	- 29,000	+4,233,000		
(通期)							
13年9月	87,100.40	7,233,079	5,897,614	4,860,000	7,961,000	301,071	277,622
14年9月	86,913.32	7,272,759	6,844,338	4,843,000	8,935,000	302,794	2,533
15年9月	85,727.97	6,616,975	6,771,726	4,022,000	8,848,000	309,129	136,649
16年9月	78,408.40	5,868,922	7,203,974	3,780,000	8,479,600	314,248	111,187
17年9月	72,197.68	5,181,333	7,148,014	3,336,000	8,000,600	334,148	40,308
18年9月							
19年9月	70,305.85	4,893,525	8,015,311	3,136,000	7,868,000	300,612	14,968
[9年9月比増減]		-2,124,815	+7,834,608	-1,840,500	-4,658,000		
[12年9月比増減]		-2,352,958	+2,248,308	-1,780,700	- 163,000		

(資料) 昭和土地『第十回～第二十三回営業報告書』

回～第二十三回『営業報告書』等により作成した[第4表]によれば9年9月末現在の不動産勘定7,018,340円（競落等が終了した6年末現在の土地面積87,863.26坪）が19年9月末現在では4,893,525円（土地面積70,305.85坪）と、この間2,124,815円（30.3%）（土地面積17,557.41坪約20%）純減したのに対して、勘銀等の抵当借入金は9年9月現在の4,976,500円から19年9月末現在では3,136,000円と1,840,500円（約37%）も純減している。土地の評価益、買増し、合併による継承、他勘定への振替えや金利、諸経費、税金等、他の要素を一切無視してごく単純化すれば簿価（＝競落価格）2,124,815円分の土地を売却して、それ以下の1,840,500円しか抵当借入金が減少しておらず、当社の主たる目

的が勧銀等にとっての不良債権の回収にあったとすれば、当社株主が戦前に一度も配当を受け得なかった事実と併せ、当初の競落価格が不当に安かったことにはならないといえよう。不動産勘定の減少率30.3%に比して土地面積の減少率が小さいのは、何度かの評価益計上にも拘らず土地の平均単価が坪当たり約80円から69.6円に約13%も下落しており、相対的に高価ないしは優良な画地から処分が進められたためと推測できる⁶⁰⁾。この13年の間に関東荘園（9年9月期）、帝国興業（12年9月期）を合併したため、純粹の渡辺関係の土地処分以外の要素が混入しており、正確な比較は困難ではあるが、有価証券勘定は合併前は18万円台で推移しており、一挙に5,586,620円も増加したのは帝国興業（資本金300万円、払込資本金105万円）を合併した12年9月期からで、その時点の支払手形の増加額4,233,000円との差、1,353,620円は主として帝国興業により持込まれた自己資本部分（資本金純増300万円と未払込資本金純増195万円との差である払込資本金105万円と内部留保）がやはり相当に寄与した結果と見られる。

当社を他の破綻銀行整理の土地会社群と比較すると、農地主体の泉尾土地、神野新田土地に比して当社は宅地型であり、賃貸型の神野（10年間で総面積の9%売却）と分譲型の泉尾（14年間で33%売却）の間で、15年間で20%売却した当社はその中間的存在に位置付けられ、株主数では預金者に提供した泉尾の930名、神野の1502名に比して、根津派のみで固めた当社は帝国興業合併後の12年9月期のピーク時でも僅か86名（合併前は28名）に過ぎず、ほとんど株式の流動性を欠いていた。しかし決定的な差は予定通り数年で満期解散した広部銀行系昭和土地（当社とは無関係）をはじめ他社の多くが清算型であったのに対し、当社は現在も盛業中である点であろう⁶²⁾。東京のど真ん中という典型的な大

60) 先代の治右衛門は「苟しくも安い土地さへあれば飛地であらうが袋地であらうが、何でもかんでも片っ端から買って歩いた」（『恐慌史』、p209所収）と言われ、当社の競落物件中にも当然に飛地、袋地等の条件の悪い不動産も混入していたと見られる。

61) 前掲拙稿「金融恐慌と証券化処理－我国における土地会社方式を中心に－」参照

62) 仙洞田常務によれば当社の戦後の状況は以下の通り。

戦前是有楽町に本社も置いていた。その後、戦災で建物が焼けて、根津美術館に間借りしたり、各地を転々として、ようやく4年前に京橋1丁目に日殖ビル(9F建)を建てて、ノ

都市型の土地会社で、優良宅地が多い当社は戦前期無配に終始したとはいえ、[第4表]で見たように賃貸収入を主体とする当社の不動産収益は年間30万円前後でほぼ安定しており、根津系主体の有価証券からの配当とともに当社の安定基盤を構成していた。こうした好条件にも拘らず、決して楽な財政でなかったことは、戦前期の土地会社ないし担保不動産の処分を巡る環境がいかに厳しかったか、結局多額の不良債権処理には戦時景気を待つほかなかったこと等を当社の歴史は物語っている。仙洞田常務によれば当社が渡辺系から引継いだ物件の大半は底地で、第三者名義の建物が存在したため処分はより困難であったとのことである。

本稿でも残念ながらも数多くの未解明な点が残されたが、近い将来の刊行が期待される当社の社史等が編纂される時点での社内資料の発掘による金融恐慌史解明への貢献を是非とも期待したい。

ゝここに落ち着くことができた。)戦前は借金を抱えた姿で出発したため、金繰りが苦しく必死に不動産をどんどん処分して返済を進めたが、戦後はインフレで不動産が値上がりし、ようやく軌道に乗ってきた。60年9月末現在で当社は土地を1579物件、154,760㎡賃貸しているが、その大半は旧同行関係の土地である。(借地権が存続する限り、こういう状態が継続する)平成5年5月17日に資本金は4687万2千円となって現在に至っている。

**Real Estate Companies System for the
Disposal of Bad Debts on the Failed Banks :
A Case Study of the Tokyo Watanabe Bank's
Metamorphoses between Financial Reorganization
Plan Called Showa Tochi Co. and Self-Foreclosure
Company on the Same Name Established by the
Kangyo Bank & Nezu Zaibatsu.**

Isao Ogawa

The Tokyo Watanabe Bank temporarily closed on March 15, 1927, and triggered the Financial Crisis of 1927. Rokuro Watanabe, managing director of the bank, tried to put a financial reorganization plan of the bank into practice. His plan was based upon "real estate companies system" named "Showa Tochi Co.". He promised officially that the Watanabe Family would give their own real estate properties inherited of Jiuemon Watanabe, so called "Land Baron" in Tokyo to the new company. But these properties were already registered settlements of many mortgages, for example the Nippon Kangyo Bank, the largest governmental mortgage bank, as first mortgagee and the Nezu & Co., a holding company of the Nezu Zaibatsu, as second mortgagee.

Then the Bank was scheduled to settle up with all liabilities included deposit accounts by subrogation of the new company's stocks. But this plan failed after all because of big creditors' oppositions. The bank fell into legal liquidation. Then big 2 creditors bade off the family's properties in legal auction sale. They established a self-foreclosure company of the same name.